

令和5年度栃木県医療機関等
光熱費等高騰対策追加支援金 Q&A

令和6年4月26日時点

目次

I 支援金について	1
Q1 支援金の支給対象施設は。	1
Q2 交付された支援金の用途制限はあるか。	1
Q3 支給対象施設は栃木県内にあるが、開設者の住所が栃木県外の場合、申請することができるか。	1
Q4 1つの法人が複数の支給対象施設を運営している場合は、施設単位での申請になるのか、法人単位での申請になるのか。	1
Q5 令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日の間、一時的に医療機関を休止した期間がある場合は、申請できるか。	1
Q6 事業所の所在する市町も同様の補助事業を行っている場合、県と市町のそれぞれに申請することはできるか。	2
Q7 令和5年度医療機関等物価高騰対策支援金をもらったが、今回の支援金の申請は可能か。	2
II 申請対象について	2
Q1 1つの法人が複数の支給対象医療機関等を運営している場合で1つの建物内に、複数の支給対象施設(医療機関・高齢・障害施設等)が併設されている場合は、施設単位で申請することはできるか。	2
Q2 令和5(2023)年4月1日時点では、保険医療機関又は受領委任の登録を行っていたが、令和6(2024)年3月31日時点では登録を返上している場合、支援金を申請可能か。	2
Q3 あんま・はり・きゅう、柔道整復の施術所を営業しており、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に療養費対象の施術を実施したが、受領委任の登録を行っていない。支援金を申請可能か。	2
Q4 あんま・はり・きゅう、柔道整復の施術所を営業しており、受領委任の登録を行っておらず、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に療養費対象の施術を実施していないが、支援金を申請可能か。	3
Q5 あんま・はり・きゅう、柔道整復の施術所で実施する療養費対象となる施術とはどのようなものか。	3
Q6 保険医療機関コード、受領委任登録コード(受領委任登録記号番号)がわからない。	3
Q7 歯科技工所又は登録衛生検査所を開設しているが、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に保険医療機関からの注文がなかった。支援金を申請可能か。	4
Q8 医療機関内の歯科技工室又は衛生検査室、臨床検査室は、支援金を申請可能か。	4
III 支援金の申請手続きについて	4
Q1 申請書の提出はいつまでに行えば良いか。また、支援金の交付はいつ頃か。	4
Q2 前回の振込先に振り込んでほしい。入力を省略することは可能か。	4
Q3 1つの法人が複数の支給対象医療機関等を運営している場合で、施設ごとにそれぞれ口座が異なる口座に入金してほしいが、可能か。	4
Q4 令和5(2023)年4月1日以降に法人名や代表者名が変更になった。誰の名前で申請すればよいか。	4
IV 支援金の申請手続きについて	5

Q1	支援金申請システムの使い方を教えてほしい。	5
Q2	紙申請で申請書を送付してから誤りに気がついた。どのように修正すればよいか。	5
Q3	FAXで申請することは可能か。	5
Q4	重度の視覚障害のため、支援金申請システムへの入力や手書きでの記入ができないので、申請を代理入力してもらえないか。	5
Q5	対面での申請の支援は行ってもらえるか。	5
V	申請書類の送付依頼について	5
Q1	申請書類の送付を電話で依頼することは可能か。	5
Q2	依頼書をなくしてしまった。紙申請書類を送付してほしいが、どうしたらよいか。	6
Q3	依頼書の送付期限（令和6(2024)年5月15日）を過ぎての送付依頼は可能か。	6
Q4	依頼書を送付したが、紙申請書類が届かない。	6
VI	その他	6
Q1	令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金に関するお問い合わせ先は。	6
Q2	申請が正しくできているか確認したい。	6
Q3	支援金申請システムで申請ができなかった。申請期限を過ぎての申請を受け付けてもらえるか。	7
Q4	申請期限間近にポストに投函したところ、郵送の関係で期日までに届かなかった。消印は申請期限内だが申請を受け付けてもらえるか。	7
Q5	紙申請書類が事務局に到着しているか確認したい。	7

I 支援金について

Q1 支援金の支給対象施設は。

A1 当該支援金は、病院群輪番制病院（三次救急医療機関を除く）、栃木県内において開設している保険医療機関のうち無床診療所及び歯科診療所、助産所（出張専門を除く）、療養費の発生する施術を行っている施術所（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。）、訪問看護ステーション、歯科技工所及び登録衛生検査所（以下「医療機関等」という。）の開設者で、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間継続して開設していたものが対象となり、1医療機関等につき1回限り申請することができます。

ただし、県や市町の一般会計により運営されている公立の医療機関等は、対象ではありません。

Q2 交付された支援金の用途制限はあるか。

A2 支援金は、光熱費の高騰の影響による負担増に対する軽減を追加的に支援することを目的としておりますが、特段の用途制限はございません。なお、申請書が実績報告書を兼ねているため、支援金交付後の実績の報告等も不要です。

Q3 支給対象施設は栃木県内にあるが、開設者の住所が栃木県外の場合、申請することができるか。

A3 開設者の住所が栃木県外であっても、栃木県内を所在地とする支給対象施設分について、申請することができます。ただし、県外に所在する施設分については、当支援金の交付対象外のため、申請いただけません。

Q4 1つの法人が複数の支給対象施設を運営している場合は、施設単位での申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

A4 法人が運営する栃木県内に所在する施設分をとりまとめて1回で申請してください。

Q5 令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日の間、一時的に医療機関を休止した期間がある場合は、申請できるか。

A5 申請できません。本支援金は令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日の間に休止、廃止がない医療機関等を対象にしています。

Q6 事業所の所在する市町も同様の補助事業を行っている場合、県と市町のそれぞれに申請することはできるか。

A6 他団体（国や市町）が、同種の補助事業を実施している場合、申請できるのはいずれか一方のみです。恐れ入りますが、交付要件等をよく御確認の上、いずれか一方にのみ申請してください。

なお、本県の支援金を受給してもなお支援対象経費の負担増額に満たない場合は、国や市町が実施する補助事業に申請できる場合がありますので、制度内容を御確認いただき、詳しくは補助事業を実施する市町等にお問い合わせください。

Q7 令和5年度医療機関等物価高騰対策支援金をもらったが、今回の支援金の申請は可能か。

A7 可能です。ただし、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの光熱費の支払額が、交付を受けた令和5年度支援金及び今回の追加支援金の交付予定額を足した額以上であることが要件となります。

II 申請対象について

Q1 1つの法人が複数の支給対象医療機関等を運営している場合で1つの建物内に、複数の支給対象施設（医療機関・高齢・障害施設等）が併設されている場合は、施設単位で申請することはできるか。

A1 1つの建物内に支給対象施設を2施設以上併設している場合、原則、いずれか1施設分のみでの交付申請を可能とします。

ただし、支援対象経費に係る請求書等が、施設ごとに区分されており、会計を分けて支出を行っている等の場合は、施設ごとに申請することが可能です。

Q2 令和5(2023)年4月1日時点では、保険医療機関又は受領委任の登録を行っていたが、令和6(2024)年3月31日時点では登録を返上している場合、支援金を申請可能か。

A2 申請できません。本支援金は令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日の間に保険医療機関又は受領委任の登録を行っている医療機関等を対象にしています。

Q3 あんま・はり・きゅう、柔道整復の施術所を営業しており、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に療養費対象の施術を実施したが、受領委任の登録を行っていない。支援金を申請可能か。

A3 可能です。申請書の記入欄に治療日及び紹介元の医療機関名を記載してください。また、柔道整復の施術所で、医師の診断のいない療養費対象の施術を実施した場合

には、紹介元の医療機関名の欄に「なし」と記載してください。

Q4 あんま・はり・きゅう、柔道整復の施術所を営業しており、受領委任の登録を行っておらず、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に療養費対象の施術を実施していないが、支援金を申請可能か。

A4 支援金交付対象外になりますので、申請できません。

Q5 あんま・はり・きゅう、柔道整復の施術所で実施する療養費対象となる施術とはどのようなものか。

A5 以下の保険の対象となる施術が、療養費の対象となります。

柔道整復の施術所の場合は、骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）の施術を受けた場合に保険の対象となります。ただし、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

はり・きゅうの施術所では、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書があり、神経痛、リウマチ、頸(けい)腕(わん)症候群、五十肩、腰痛症及び頸(けい)椎(つい)捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を受けたときに保険の対象となります。

あんま・マッサージの施術所では、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書があり、筋麻痺や関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について施術を受けたときに保険の対象となります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省のホームページ「療養費について」:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html

Q6 保険医療機関コード、受領委任登録コード（受領委任登録記号番号）がわからない。

A6 保険医療機関コード及びあはきの受領委任登録コードは、関東信越厚生局のホームページから確認することができます。

柔道整復の施術所の受領委任登録コードは、関東信越厚生局栃木事務所に御確認ください。

関東信越厚生局ホームページ「保険医療機関・保険薬局の指定等一覧及び保険医・保険薬剤師の新規登録一覧」:

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html>

関東信越厚生局ホームページ「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所一覧」:

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ahaki.html>

Q7 歯科技工所又は登録衛生検査所を開設しているが、令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に保険医療機関からの注文がなかった。支援金を申請可能か。

A7 支援金交付対象外になりますので、申請できません。

Q8 医療機関内の歯科技工室又は衛生検査室、臨床検査室は、支援金を申請可能か。

A8 以下のすべての条件を満たす場合は、支援金の申請が可能です。

- ・令和5(2023)年4月1日までに開設の届け出を栃木県に出していること
- ・令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に保険医療機関から注文を受けていること
- ・併設の医療機関と支援対象経費に係る請求書等が、施設ごとに区分されており、会計を分けて支出を行っていること

Ⅲ 支援金の申請手続きについて

Q1 申請書の提出はいつまでに行えば良いか。また、支援金の交付はいつ頃か。

A1 申請書の提出期限は、令和6(2024)年5月24日(金)までとしております。

支援金の交付の時期は、申請受付期間終了後に、申請書の審査を行い8月までに完了することを予定しております。ただし、口座番号等に不備があり修正に時間を要した場合は、時期が遅れる可能性があります。

Q2 前回の振込先に振り込んでほしい。入力を省略することは可能か。

A2 入力の省略はできません。お手数ですが、口座も入力してください。

Q3 1つの法人が複数の支給対象医療機関等を運営している場合で、施設ごとにそれぞれ口座が異なる口座に入金してほしいが、可能か。

A4 申請者への支援金の交付になりますので、法人として申請を行う場合には原則、法人名義の口座としてください。

ただし、支給対象医療機関等を地方公共団体が運営しており、各施設への交付でないと予算等の都合で支援金を受け取れない場合には、施設ごとに申請を行ってください。その際の口座は、原則支援対象施設名義としてください。

Q4 令和5(2023)年4月1日以降に法人名や代表者名が変更になった。誰の名前で申請すればよいか。

A4 申請日時点の法人名や代表者名で申請してください。

Ⅳ 支援金の申請手続きについて

Q1 支援金申請システムの使い方を教えてほしい。

A1 栃木県公式 HP 又は支援金申請システムに掲載されている「支援金申請システム操作マニュアル」を御確認ください。

[栃木県公式 HP](#)

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/2023kounetsuhitsuikasien.html>

[支援金申請システム](#)

<https://tochigi-iryoshien.com/konetsuhi/>

Q2 紙申請で申請書を送付してから誤りに気がついた。どのように修正すればよいか。

A2 漢字や数字の書き間違いなど軽微な修正であれば電話で承ります。申請医療機関名が抜けている、必要項目がそもそも記入されていない等の場合には、再度申請書を郵送してください。その場合には申請用紙に「再送付」と記載してください。

Q3 FAXで申請することは可能か。

A3 できません。申請は、支援金申請システム又は郵送でのみ受け付けます。FAXで申請があっても、支援金の交付は原則行いませんので、ご注意ください。

Q4 重度の視覚障害のため、支援金申請システムへの入力や手書きでの記入ができないので、申請を代理入力してもらえないか。

A4 栃木県医療機関等支援金事務局（以下「事務局」という。）で代理入力します。ただし、振込口座の口座番号等がわかる写しを支援者にコピーしてもらい、郵送してください。

Q5 対面での申請の支援は行ってもらえるか。

A5 対面での申請支援は原則実施していません。ただし、重度の視覚障害等の特段の理由がある場合には、事務局へご相談ください。

Ⅴ 申請書類の送付依頼について

Q1 申請書類の送付を電話で依頼することは可能か。

A1 原則不可です。「令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金交付事業の実施について」に同封されている「申請様式送付依頼書（以下「依頼書」という）」をFAX又は郵便で、事務局宛てに送付してください。なお、重度の視覚障害等特段の理由がある場合には電話での依頼を受け付けます。

Q2 依頼書をなくしてしまった。紙申請書類を送付してほしいが、どうしたらよいか。

A2 A4の用紙に「令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金の申請書類の送付を希望していること」「送付日」「依頼人の法人又は氏名」「電話番号」「FAXと郵送、いずれの方法での送付を希望しているか」「(希望送付方法がFAXの場合)FAX番号」「(希望送付方法が郵送の場合)郵便番号、住所」を記載し、事務局に送付してください。

なお、依頼書は県公式ホームページからダウンロードすることも可能です。

Q3 依頼書の送付期限(令和6(2024)年5月15日)を過ぎての送付依頼は可能か。

A3 できません。依頼期日を過ぎて紙申請書類がほしい場合には、県公式ホームページからダウンロードしてください。

Q4 依頼書を送付したが、紙申請書類が届かない。

A4 紙申請書類は依頼書到着後3営業日以内に返送しています。依頼書を送付してから1週間を経過しても紙申請書類が到着しない場合には、事務局に連絡してください。連絡がなかった場合には、当該依頼は無効となります。

VI その他

Q1 令和5年度栃木県医療機関等光熱費等高騰対策追加支援金に関するお問い合わせ先は。

A1 県では、支援金の申請書の受付・審査・お問い合わせ対応の事務を外部へ委託しています。申請の手続きに関するお問い合わせは、事務局にお問い合わせください。

栃木県医療機関等支援金事務局

〈電話番号〉028-666-7753

〈FAX〉028-666-7763

〈受付時間〉午前9時から午後5時(土日、祝日を除く)

〈お問い合わせ用メールアドレス〉konetsu@tochigi-iryoshien.com

Q2 申請が正しくできているか確認したい。

A2 審査は順次実施しています。審査の結果、不備があった場合のみ事務局から連絡します。令和6(2024)年6月20日(木)17時までには不備が修正されない場合、申請の取下げ扱いにさせていただきますので、ご注意ください。

Q3 支援金申請システムで申請ができていなかった。申請期限を過ぎての申請を受け付けてもらえるか。

A3 申請期限を過ぎての申請はできません。

Q4 申請期限間近にポストに投函したところ、郵送の関係で期日までに届かなかった。消印は申請期限内だが申請を受け付けてもらえるか。

A4 申請期限(5/24 必着)としているため、申請は受け付けられません。期限間近の場合には、確実に申請期限に到着することを確認の上、投函してください。なお、郵送は「特定記録郵便」「レターパックライト」又は「レターパックプラス」等、郵便物を追跡できる方法により事務局へ郵送してください。

Q5 紙申請書類が事務局に到着しているか確認したい。

A5 申請件数が膨大なため、原則申請書類の到着状況に関する問合せは受け付けていません。申請書類到着状況を申請者側で確認できるよう送付の際には、必ず「簡易書留」や「レターパック」、「特定記録郵便」等追跡ができる方法で送付し、申請者ご自身で追跡番号より到着状況を確認してください。